

「契約を破る自由」に関する分析
—Trolley Problemの視点から—

東京大学法学政治学研究科 法科大学院修了生

岩崎卓真

(最終修正：2015年6月30日)

本稿は「契約を破る自由」を主題とし、Trolley Problemの知見を応用して、公平性・効率性双方の視点から分析を行ったものである。

「契約を破る自由」とは、履行利益を賠償することで、債務者が一方的に契約関係から離脱できることを意味する。これを基本原則とするアメリカ契約法と異なり、日本民法の下で「契約を破る自由」は認められないと解されてきた。だが法制度を総体として見ると、「契約を破る自由」に親和的な制度が採られていると考えられる。

「契約を破る自由」については、公平性に着目した伝統的な法学の視点からの分析と、効率性に着目した「法と経済学」の視点からの分析の結果が多く蓄積している。だが先行研究の大半は、そのうち一方の視点からの分析に終始していると思われる。

そこで本稿では、公平性と効率性の関係に着目するTrolley Problemの議論を応用して、「契約を破る自由」の妥当性について分析を行った。Trolley Problemの議論とは、公平性と効率性の問題双方をはらむ事例に直面した人々が、どのような判断を下すのかという点に着目したものである。同分野の知見を応用し、①原則として「契約を破る自由」は許容される、②Cost Paradigmの場合、より高い許容度を示す、③信頼利益のみを賠償する場合は許容されない、との仮説を立てた。

この仮説を検証するために社会調査を行ったところ、人々は「契約を破る自由」を強く肯定するという、①を支持する結果が得られた。そして一定の場合に②と整合的な結果も得られたが、③に関しては仮説と反する結果となった。一方、従来の法学が重視してきた、当事者間の継続的関係の有無という考慮要素は、人々の判断に何ら有意な影響を及ぼさなかった。

ゆえにこの調査結果から、『Cost Paradigmであるかを考慮しつつ、「契約を破る自由」を広く認めることが、人々の意識と整合的な法政策である』という含意が得られるであろう。